別紙様式第４－１号（細則第４条第３項関係）

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約期間満了通知

令和　　年　　月　　日

（加入者組織代表者）殿

新潟市中央区東中通１番町189番地３

新潟県燃油価格高騰対策協議会

会　長　　　　　　　　　　　印

令和（平成）○年○月○日をもって、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の契約期間が満了したことを通知します。

ついては、当該燃油補填積立金残高○○○○円について、別途返還します。

記

* 契約管理番号
* 契約期間満了年月日　令和（平成）　年　月　日
* 燃油補填積立金残高　　　　　　　　　　円
* 返還額　　　　　　　　　　円

契約期間満了に係る燃油補填積立金残高の内訳は別紙のとおり

（別紙様式第４－１号に添付）

別紙

燃油補填積立金残高の内訳（契約期間満了）

１　組織名　○○○○、　契約管理番号

２　参加構成員数　　　名

３　参加構成員ごとの内訳（令和（平成）○年○月○日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　名 | 住　所 | 選択肢  ･130％  ･150％ | 油種  ･Ａ重油  ･灯油 | 燃油補填積立金残高  ＝返還額（円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | | | 130％ | Ａ重油  (12.7円/㍑) |  |
| 灯油  (13.5円/㍑) |  |
| 150％ | Ａ重油  (29.6円/㍑) |  |
| 灯油  (31.4円/㍑) |  |

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

別紙様式第４－２号（細則第４条第３項関係）

施設園芸用燃油価格差補塡金積立契約期間一部満了通知

令和　　年　　月　　日

（加入者組織代表者）殿

（○○協議会）

住　　　　　　　　　　　　所

名称及び代表者の氏名　　　　　印

令和（平成）○年○月○日をもって、施設園芸用燃油価格差補填金積立契約の一部について契約期間が満了したことを通知します。

ついては、当該一部契約期間満了に係る燃油補填積立金残高○○○○円について、別途返還します。

記

* 契約管理番号
* 契約期間　（自）令和　年　月　日　　（至）令和　年　月　日

うち一部契約期間満了年月日：令和　年　月　日

* 燃油補填積立金残高（一部契約期間満了前）　　　　　　　　　　円
* 一部契約期間満了に係る返還額　　　　　　　　　　円（※）
* 燃油補填積立金残高（返還後）　　　　　　　　　　円

（※）本通知により契約期間が満了する構成員内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 |  | 住　　　　所 | 燃油補填積立金残高  ＝返還額（円） |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 積立金残高＝返還額　合　計 | | |  |

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする。

契約期間一部満了後の、契約対象の燃油補填積立金残高の内訳は別紙のとおり

（別紙様式第４－２号に添付）

別紙

燃油補填積立金残高の内訳（契約期間一部満了後）

１　組織名　○○○○、　契約管理番号

２　参加構成員数　　　名

３　参加構成員ごとの内訳（令和○年○月○日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 氏　名 | 住　所 | 選択肢  ･130％  ･150％ | 油種  ･Ａ重油  ･灯油 | 燃油補填積立金残高（円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　　計 | | | 130％ | Ａ重油  (12.7円/㍑) |  |
| 灯油  (13.5円/㍑) |  |
| 150％ | Ａ重油  (29.6円/㍑) |  |
| 灯油  (31.4円/㍑) |  |

（注）番号は、参加構成員ごとの整理番号とする

別紙様式４－３号　（細則第９条関係）

令和　事業年度施設園芸セーフティネット構築事業積立金の取扱について

令和　年　月　日

新潟県燃油価格高騰緊急対策協議会長　殿

(農業組織)

住所

名称及び代表者の氏名　　　　　印

　令和　事業年度施設園芸セーフティネット構築事業に係る農家積立金ついては、令和　事業年度施設園芸セーフティネット構築事業の契約を希望することから期間満了後も返還を求めず貴協議会口座に据え置くことを希望する。